

2 川 監 公 第 2 0 号

令和 2 年 1 1 月 1 0 日

定期（工事）監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 2 年 3 月 2 5 日付け 2 川 監 公 第 6 号で公表した定期（工事）監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

2川総コ第110号

令和2年9月30日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
令和2年3月25日付け2川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の
結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和元年度第2回定期（工事）監査結果に対する措置状況

1 設計書の確認及び根拠資料の精査を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、市営末長住宅の建替えを行う工事である。

このうち、工事費の積算についてみたところ、仮設工事費の算定に当たり、「公共住宅建築工事積算基準」では延べ面積を用いることとされているが、誤った面積で算定していたもの及び地盤掘削工事費の算定に当たり、掘削側面に設置する山留めを必要以上の数量で算定していたものがあった。また、住戸内手すりの設置費の算定に当たり、住戸内補助手すりとすべきところ階段手すりとして算定していたものがあった。

これらは、いずれも工事費を算定する際の積算根拠の内容の精査が十分でなかったため、誤りを把握できていなかったものであった。

設計価格の決定に当たっては、設計書の確認及び根拠資料の精査を十分に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、工事費の積算において、工事費を算定する際の数量の根拠となる積算基準や設計書の確認及び採用した単価の根拠の精査を十分に行うよう課内会議等により周知徹底を図りました。

今後は、設計書の確認及び根拠資料の精査を適正に行うよう努めます。

（工事番号3）（まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課）

2 建設リサイクル法の適用を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

久末住宅新築第2号衛生その他設備工事及び末長住宅新築第2号衛生その他設備工事並びに下小田中小学校校舎増築衛生その他設備工事は、建築工事とは

別に発注する設備工事である。

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）では、設備工事を単独で発注した場合でも一定規模以上のものは特定建設資材廃棄物を分別解体し、再資源化しなければならないとされている。

住宅に係る2件の工事は建設リサイクル法の対象工事であるにもかかわらず、同法に規定する諸手続を行っておらず、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていなかった。

学校に係る工事は建設リサイクル法に規定する諸手続を行っていたものの、その一部に誤りがあり、また、特定建設資材廃棄物の分別解体及び再資源化を行っていなかった。

これらはいずれも建設リサイクル法の適用条件や内容の把握が十分でなかったことによるものであった。

建設リサイクル法の対象となる工事の発注等においては、関係法令を十分に把握するとともに規定に基づいた適正な手続及び施工監理を行われたい。

（注）特定建設資材廃棄物とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材が廃棄物になったものをいう。

[措置内容]

指摘事項については、建設リサイクル法の適用条件や内容の把握が十分でなかったことから、公共建築工事特則仕様書（機械設備工事編）における建設副産物の搬出及び再生資源等に関する事項について修正するとともに、同法の十分な把握及び対象工事発注の際の対応について周知徹底を図りました。

今後は、適正な手続及び施工監理に努めます。

（工事番号7、8、36）（まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課、施設整備部機械設備担当）

3 建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を適正に算定すべきもの

[指摘の要旨]

川崎競輪場入場門棟改築その他工事は主に入場門棟を改築する建築工事であり、井田病院立体駐車場新築その他工事は主に立体駐車場を新築する建築工事である。

「川崎市建設副産物取扱要綱」（以下「要綱」という。）によると、建設発生土は浮島処分地へ搬出し、特定建設資材廃棄物等（以下「特定廃棄物」という。）は指定工場にて再資源化することとされており、「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」（以下「積算基準等の運用」という。）によると、建設発生土及び建設発生材の運搬距離は、積込み場所から積下ろし場所までの直線距離とされている。

これらの工事のうち、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費の算定についてみると、川崎競輪場入場門棟改築その他工事においては、建設発生土における運搬費の算定は適正であったが、特定廃棄物の運搬費については、指定工場への距離で算定していたものの直近の指定工場としておらず、これは要綱及び積算基準等の運用の内容は理解していたが、経済性の視点が不足していたことによるものであった。

また、井田病院立体駐車場新築その他工事においては、建設発生土及び特定廃棄物の運搬費を直線距離で算定しておらず、これは要綱や積算基準等の運用の内容を十分把握していなかったことによるものであった。

運搬費の算定に当たっては、関係基準の内容を十分確認するとともに、経済性を踏まえ適正に行われたい。

（注）特定建設資材廃棄物等とは、建設工事に使用するコンクリートやアスファルト等の特定建設資材及び路盤材が廃棄物となったものをいう。

（注）指定工場とは、特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設として本市

に登録された工場をいう。

[措置内容]

指摘事項については、運搬費の算定において経済性の視点が不足していたことから、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。また「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」（９）建設発生材運搬において「なお、積下ろし場所が指定工場及び指定施設（以下、「工場等」という。）の場合は、原則として工事現場最寄りの工場等までの直線距離を標準とする。」と追記し、令和２年７月から運用することとしました。

今後は、運搬費の適正な算定に努めます。

（工事番号１１、４２）（まちづくり局施設整備部公共建築担当、病院局経営企画室）

４ その他改善を要するもの

ア 見積りを用いた積算の内容を十分に確認すべきもの

[措置の要旨]

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、見積価格に乗ずる査定率の設定の確認が不十分であった事例

[措置内容]

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、積算の内容を十分に確認するよう努めます。

（工事番号１３）（まちづくり局施設整備部公共建築担当）

イ 共通費の算定を適正に行うべきもの

[措置の要旨]

屋外の排水管布設替を含む工事の設計価格の決定に当たり、共通費の算定を適正に行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、共通費の算定を適正に行うよう努めます。

(工事番号 36、40) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

ウ 建設発生土の処分について適切に監督すべきもの

[措置の要旨]

建設発生土の処分に係る施工監理に当たり、監督員が搬出先を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、適切に監督を行うよう努めます。

(工事番号 40) (まちづくり局施設整備部機械設備担当)

エ 過積載の防止に向けた指導を適切に行うべきもの

[措置の要旨]

土砂の搬出に係る施工監理に当たり、工事完成書類等の確認が十分でなく、請負者が過積載を行っていた事実を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、施設整備部内係長級会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。また、委託監督員による監視についても徹底できるように工事監理

業務委託特記仕様書において「過積載による違法運行の防止対策」を追記し、令和2年7月から運用することとしました。

今後は、指導を適切に行うよう努めます。

(工事番号41) (交通局自動車部管理課)